

令和4年度における独立行政法人国立科学博物館の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人国立科学博物館(以下、「当館」という。)は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和4年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和4年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1. 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当館は、令和4年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約6.4億円、比率が37.6%になるよう努めるものとする。

2. 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年までの実績を踏まえ、平成29年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均3.9%を上回るように努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当館は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、政府が進める「働き方改革」の趣旨等も踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

1. 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

2. 平成28年熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者等に対する配慮

平成28年熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料等の最新

の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切な予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況又は原材料費、輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際はメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

なお、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとし、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

4. 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

5. 官公需に関する相談体制の整備

別紙に定める「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

6. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした仕様書を作成するものとする。

7. 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注する等、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

8. 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越や国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期

の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

9. 一括調達・共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとするに留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定を行うよう努めるものとする。

10. 知的財産権の取り扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的利用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、当館事業のために必要がある場合を除き、当該知的財産権の全部または一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約に努めるものとする。

11. 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

12. 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとするなど、小企業者を含む小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

13. 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

「指定補助金等の交付等に関する指針」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、中小企業技術革新制度（SBIR）による特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

14. 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

筑波地区において実施する調達について、少額の随意契約による場合には、極力地域内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めることで、周辺地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

15. 中小企業・小規模事業者への資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払い(毎月払い等)を行うよう配慮することに努めるものとする。

16. 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

- (1) 需要の状況、原材料及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務(以下「清掃等の役務」という。)の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)についても反映した額)等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況(例えば季節要因)等を考慮するよう努めるものとする。
- (2) 入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行うようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。
- (3) 契約前において、清掃等の役務の発注について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合は、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

契約後において、清掃等の役務の契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- (4) 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

17. 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第56条第1項に規定する「事業継続力

強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

18. 中小建設業者に対する配慮

- (1) 中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。併せて、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、別紙に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- (2) 一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

- (3) 地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- (4) 発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に規定される、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び公共工事等の施工時期等の平準化を図るための方策を活用し、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1. 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当館は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

- (1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「調達ポータル」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

- (2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格の設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としないなどの場合で、契約の履行の確保に支障がないと認められる調達については、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（「トライアル発注認定商品」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注制度に係る商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、新規中小企業者からも見積書を取得するなど受注機会の増大に努めるものとする。

- (4) 新規中小企業者からの相談体制

別紙に掲げる「官公需相談窓口」において、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

- (5) 「調達ポータル」の活用による調達の推進

「調達ポータル」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2. 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即した取組に努めるものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1. 本方針の適用範囲

本方針は、上野地区、筑波地区、目黒地区を含む当館すべての施設に適用するものとする。

2. 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備する。

推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益情報の提供を行うほか、必要に応じて、各地区の調達担当に対し改善策を指示するものとする。

3. 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図るものとする。

付則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表するものとする。

別紙

独立行政法人国立科学博物館における中小企業者からの調達推進体制図

推進本部

本部長	経営管理部長(契約担当役)
本部員	経営管理部財務課長 経営管理部研究推進・管理課長 経営管理部施設整備主幹 附属自然教育園事務長
事務局	経営管理部財務課

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部局の長を追加することとする。

官公需相談窓口

経営管理部財務課 経営管理部施設整備主幹
